

平成26年度 第8回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年8月27日（水）
午後2時00分～4時00分
- 2 場所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員
小島会長、鈴木（れ）委員、鎌田委員、鈴木（孝）委員、
中村委員、鈴木（五）委員、田村委員、上平委員、米澤委員、
栗飯原委員、小泉委員
- 4 欠席委員
石塚委員、中委員、大野委員、大津委員、平原委員 森山委員、杉田委員
- 5 事務局
染谷健康福祉部長 河原健康福祉部次長兼社会福祉課長
増田健康福祉部次長兼健康増進課長 早川介護支援課長
今野高齢者生きがい推進課長 小西障害者支援課長
鶴巻社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉政策室主査
石川健康福祉政策室主事
- 6 傍聴者
なし
- 7 議題
審議について
 - ・流山市高齢者支援計画の策定について
 - ・第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について報告について
（仮称）流山市地域支え合い活動推進条例（案）に係るパブリックコメント
ト手続の結果について
- 8 議事録（概要）

(小島議長)

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は11名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。

それでは、議事に入らせていただきます。

前回の第7回流山市福祉施策審議会では、「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定」について、及び「流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定」について、答申(案)をもとに、委員の皆さまに審議をして頂きました。

審議を頂いた内容、委員の皆さまからのご意見なども踏まえ、答申書を作成し、私のほうで市長へ答申を行いました。答申書については、前回の審議会に出席された委員の皆さまには審議会終了後にお渡しし、前回欠席された委員の皆さまには後日郵送で送付させて頂きました。

その後は、「流山市高齢者支援計画の策定」、「第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定」について、この2つの計画を委員の皆さまに審議をして頂きました。

今回の第8回流山市福祉施策審議会では前回に引き続き、「流山市高齢者支援計画の策定」、「第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定」について、この2つの計画を委員の皆さまに引き続き、審議して頂きます。

その後、審議会委員の皆さまにご審議いただき、私のほうで市長に答申を行いました(仮称)流山市地域支え合い活動推進条例(案)について、去る6月23日(月)から7月22日(火)までの間、パブリックコメント手続を実施しました。その結果について、事務局から報告がありますので、どうぞよろしく申し上げます。

事務局からの連絡事項がありましたらお願いいたします。

(事務局 社会福祉課 鶴巻室長)

審議に入る前に福祉施策審議会スケジュールを作成いたしましたので説明をさせていただきます。

8月27日以降の策定スケジュールです。①から④の計画について日程を組ませていただいております。第8回流山福祉施策審議会から第11回審議会までの審議内容を記載させていただいております。こののち事務局側で政策調整会議、庁議、正副議長説明、全議員説明を行い、パブリックコメントを実施いたします。第12回審議会におきましても引き続き計画の説明をさせていただきます。1月下旬に各計画につきましてもの答申をいただく予定であり、3月には審議

いただき完成した各計画について委員の皆様にご配布させていただきたいと思
います。

(小島会長)

それではまず、流山市高齢者支援計画の策定について事務局からの説明を求
めます。

(社会福祉課 河原次長 説明)

審議会資料No.1-1に基づき「流山市における高齢者数等の推移について」
説明。

(事務局 介護支援課 早川課長)

資料No.1に基づき「介護保険法の改正に伴う地域支援事業への対応について」
説明。

(小島会長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さまからご意見・ご質問を頂
きたいと思います。

(上平委員)

今の説明の2番目の資料で市町村が実施する介護保険の地域支援事業への移
行についてですが、お金の方はどうなるのですか。

(事務局 介護支援課 早川課長)

財源については、現在要支援の方々の介護保険でサービスを受ける為の費用
というのは、半分が公費で国、都道府県、市町村が負担し、もう半分は65歳
以上の介護保険の被保険者と第2号被保険者の40歳以上65歳未満の医療保
険加入者の負担になっています。サービスを受けるときには1割を利用者が負
担していただいて残りの9割が介護保険から給付されます。

地域支援事業に代わってからは介護保険の仕組みで給付という仕組みから地
域支援事業という市町村事業に代わりますが介護保険の地域支援事業は、介
護保険法の取り組みで、財源は介護保険法で決まっております、市町村事業で
行っていくという仕組みになっております。

(鎌田委員)

従来の訪問介護とかデイサービスなどボランティア団体が主催する事業につ

いては、介護保険対応となるということか、出ないということですか。

(事務局 介護支援課 早川課長)

ボランティアは無償でおこなっていただいておりますが、介護支援サポーター登録をいただいております方へは、最低5千円を地域支援事業の中で支援しています。費用のかかる仕組みの中で適切に行われております。

(鎌田委員)

地域支援事業は、介護保険から出るのでですか、市の財源ですか

(事務局 介護支援課 早川課長)

介護保険からになります。

(鈴木(五)委員)

人口推計について、平成26年の特養の定員の合計数が何千で、平成29年の特養の整備目標、合計が何千とかわかりますか。

聞いております趣旨は、表でみると要介護度3, 4, 5で特養対象と限定された人数のトータルが2, 278人で29年度のトータルが2, 825人で547名増加している。今の特養トータルの上昇率が何パーセントかわかりませんが平成29年で特養のトータルの整備数が今の整備割合をアップするのかトータルの現在数と29年度の整備目標はどうなっていますか。

(事務局 介護支援課 早川課長)

現時点の整備達成状況ですが全ベット数が518でございます。

平成29年度は、まさに今第6期の介護保険の計画を策定しているところでございます。2月1日現在の待機者数が558名となっております。これは、要介護1～要介護5までとなっております現状から、第6期の計画を早期に着手して、第6期の早期からお入りなれるようにしていきたいということで市議会の方に説明をいたしまして、トータルでは229床で、100床の特養を2か所、29は小規模の特別養護老人ホームの計3か所を設置したいとしております。

(上平委員)

資料15ページですが、在宅医療・介護連携の推進の所ですが、ここに記載されている内容は、市の内容ではなくて国の内容が記載されているとの説明がありまして、ここには流山市の現状を記載していただかないと国のモデルに対

して市の実態を記載していただくと分かりやすいと思いますが。

(事務局 介護支援課 早川課長)

流山市バージョンとしていきたいと思います。

現時点で数字として表現できないものもございますが、在宅療養支援病院は現在ございません。在宅療養支援診療所という、要するに個人医院になると思いますが、現在7診療所が指定を受けています。

(小島会長)

それでは、高齢者支援計画につきましてはこの程度と、いたしまして、次の議題に入ります。第五次障害者計画及び第4期障害福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

配布資料の4 特別な支援を要する児童・生徒の状況の資料につきまして差し替えをお願いします。

審議会資料No.2の配布資料に基づき、説明。下線をしているところが修正を加えているところです。

(小島会長)

只今ご説明いただいたのは、第五次障害者計画の部分の説明をいただきました。

説明内容についてご質問があればお受けいたします。

(栗飯原委員)

資料の9ページ4在宅福祉サービスの充実についてですが。

これは、全部が変わるということですよ、無くなっちゃうということではないですね。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

これは、在宅障害福祉サービスの中に含まれるということで、次回説明させていただきたく障害福祉計画の中に説明を入れさせていただこうと思っております。無くなるわけではございません。

(鎌田委員)

今の所ですが、資料9ページの27の項目では、介護者の負担軽減のため、

短期入所の施設入所の整備を進めます。と書いてありまして、28番の方では、新たなグループホーム等の整備の助成によりと書いてありますが、短期入所施設については、市の方で整備すると書いてありますが市が作るということでしょうか。

グループホームについては整備の助成と書いてありますがこれは市の負担をどの程度に想定されていますか。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

これは短期入所施設に関してもグループホームと同じように事業者の整備に対して助成していくということで、わかりやすく文言を修正してまいります。

(事務局 染谷部長)

推進と促進の言葉の使い方が曖昧になっておりますので訂正してまいります。

今後の計画書の書き方ですが、総論と各論の内各論では事業の内容が出てまいります。事業名と期間、事業費がありその財源がどうなっているのか、本来はそこで完結してそれらを行うことによってそれぞれの分野の目標はどのくらいになってどのくらいの成果を目標とするのかを並列して表示し、見やすくしてまいりたいと思っています。

(田村委員)

障害者の定義の中に難病患者を含めているのか

(事務局 障害者支援課 小西課長)

難病の方については、別ではなく障害者に含めています。

(事務局 染谷部長)

誰が見ても分かるように、同じ解釈ができるような書き方にするようにします。

(上平委員)

各論の中では、現状と期待値を表示していただければイメージとしてわかりやすいのでお願いします。

それと15ページの就労支援の所ですが生活保護との関連はどのようになっていますか。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

障害者に限定した生活保護の対象者についてお答えします。

該当者は結構おりますが、まず治療をして訓練を含めた働く生活習慣を身に付けていただく訓練のサービスを行っております。障害福祉サービスです。また、就労支援センターもあり相談ができるようになっております。これは生活保護者を含めた全体の対応になっております。

(上平委員)

49番の物品調達の推進について、具体的にどのようなものですか

(事務局 障害者支援課 小西課長)

障害者の就労支援施設では、いろいろなものに取り組んでおりますが流山市ではトイレトーパーを作っています。公共施設などで率先して使用するなどして報酬になり仕事量の確保につながります。

(上平委員)

多少の割高であっても、もっとPRして市民も協力できるようにしていけばいいと思います。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

場所や機会を設けていきたいと思います。

(鈴木(れ)委員)

9ページのグループホームの整備充実で全体で言えばグループホームは増えていますが、知的障害者の特に重度、最重度に関しては、介助が必要ですがなかなか進まないです。

国からの小規模入所、詳細は示されていないようですが

(事務局 障害者支援課 小西課長)

国からの連絡はありません。計画の中で、重度障害者のためのグループホームの整備と充実を図ると書かせていただいています。

流山市では、知的障害者のグループホームは少ない状況ですので充実を図るようにさせていただきます。

(染谷部長)

できる限り具体的に記入するようにいたします。

(田村委員)

市の方ではやられているかもしれませんが、広報活動の充実やホームページの活用とありますが、障害者に対しての外国人への広報にはどのような対応をしていますか。

(染谷部長)

ホームページでは、英語で見られるようにはなっておりますが、紙媒体の広報では対応しておりません。

(田村委員)

特別支援学校に行く方は、高校に行く年齢になると移るということですか。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

中学校を卒業後、特別支援学校高等部に行かれる方が多いです。

特別支援学校については、それぞれの皆さんの能力に応じて就職や福祉的就労に向かわれる方と別れていると聞いております。

(上平委員)

1 ページの障害者マークの周知について補助犬マーク、オストメイトマーク、ハートプラスマーク等の周知とありますが、ハートプラスマークというのは、どう言うものですか

(事務局 障害者支援課 小西課長)

内部障害・内臓疾患です。(一覧表を回覧し)、このような資料を窓口等で配布しています。依頼のあった講習会等での配布を行っておりますが、もっと周知に力を入れる必要があると考えております。

(小泉委員)

特別支援学級の子たちが、自分の学区以外に通学する場合には、家族は納得しているのでしょうか。

(鈴木(れ)委員)

親の希望というか、子どもの状態に応じた選択をします。場合によっては添うことも必要です。場合によっては、警察に保護される場合もありますが、このようなことも社会勉強というか親が納得して行っていることです。知的障害者が不審な行動をとった場合、注意をしてくれる方はいません、警察

に連絡する場合があります。

施設によっては、送迎があるものもありますし、状態状況に応じた選択をすることになります。

(小島会長)

他にご質問はございませんか

(中村委員)

介護保険法の改正に伴う地域支援事業への対応についての資料の一部について、ボランティアの表示を住民主体にされた方が分かりやすいと思います。

(上平委員)

2次予防事業対象者とはなんですか。

(事務局 介護支援課 早川課長)

毎年4月に要介護認定、要支援認定を受けていない、いわゆる元気な高齢者にアンケートを行っておりまして、生活機能の基本チェックリストと申しまして、その解答項目の内容によって、機能の低下しているところをチェックし、その方々を介護予防にお誘いをします。この方々を専門用語で2次予防事業対象者と申します。

(中村委員)

地域支援事業で平成30年までの期間がある中で、流山市が平成27年度からスタートさせることは、前向きで非常にいいことだと思いました。

先日、県の介護保険を担当する方と話した時に近隣市では平成27年度からスタートするところは少ないらしくもうちょっと後にずれ込むらしく、その中で流山は先進的に進めているものでいいことと思っております。

ひとつ、ふれあいの家を対象とした介護予防で介護支援サポーターや生活支援コーディネーターとかのボランティアなどの方がたくさん必要で養成していくのが大変であると思いますが、流山の底力で進めていければいいなと思っております。

(小島会長)

以前、答申を行いました(仮称)流山市地域支え合い活動推進条例(案)に係るパブリックコメントが去る6月23日から7月22日までの間実施されまして、その結果について事務局から報告がありますのでよろしく願います。

(事務局 社会福祉課 河原次長)

パブリックコメント手続の実施結果について報告させていただきます。

本条例案につきましては平成26年の6月23日から7月22日までの1か月間、市民参加条例に基づきパブリックコメント手続を実施しました。

公表した条例案に対しまして、市民の方7名から25件のご意見をいただいております。条例の趣旨につきましては概ねご理解いただいたものと考えておりますが、各条文の内容や今後の取り組みについて主なご意見としまして、逆手上げ方式の対象年齢について、個人情報漏えいについて、自治会未加入者について、改正災害対策基本法との整合性について、視覚障害者への配慮について、自治会等・地区社会福祉協議会・民生委員のそれぞれの役割、活動の支援について、などの意見がありました。詳しい意見の内容については、本日お配りいたしました、意見と市の考え方をご覧になっていただきたいと思いますが、本日はこの中から主なご意見と市の考え方について、若干、述べさせていただきます。

まず、一つ目として条例案では75歳以上の対象者について、70歳以上にするべきではないかとの意見についてですが、75歳以上とした対象年齢に満たない方でも、支援を必要とする方については、市に申し出いただく「手上げ方式」により個別に名簿に登載していきます。このような救済方法があることを説明しております。

次に個人情報漏れる心配があるのではないかとのご意見については、本条例案では罰則は規定しておりませんが、当該条例の取扱いに関する協定を締結して名簿管理者を届け出ていただくことにより、目的外利用の禁止、活動事務従事者の守秘義務等を周知、徹底いたしまして適切な管理をお願いしていくことを回答しております。

次に自治会未加入者に関する件ですが、未加入者についても名簿に登載する対象とする必要があると考えております。なお、本制度の周知、情報提供に係る意思の確認の時期に合わせて、名簿登載対象に対して自治会への加入を呼び掛けてまいりたいと考えております。

続きまして、改正災害対策基本法との整合性についてご意見を頂戴しております。法改正に基づき取り組む必要のある事項や配慮が必要な事項等についても本条例の制定とともに予定しております災害時要援護者避難支援計画の見直しの中で検討させていただき、実効性のある避難支援体制の構築に努めてまいります。

続きまして、自治会に対して役割等を規定するのは負担が大きく感じられるとのご意見をいただいております。これにつきましては、本条例案は各主体そ

れぞれに期待される役割を規定しておりますけれども地域のコミュニティ活動の中核を担っている自治会には、地域における支え合い活動の中心的主体としての役割を期待しておりこれを条文に明記したものです。なお、本条例の趣旨は、自治会等が主体的に行う支え合い活動に活用していただくための名簿を自治会等からの申出によりあらかじめ提供できるようにし、地域での支え合い活動を促進しようとするものであり新たに自治会等に対して一律に具体的な活動を義務付けたりこれまで主体的に行っていた活動を否定したりするものではないことを回答しております。自治会等には、その地域における実情や活動の進展を踏まえまして無理のない範囲で助け合いの気持ちで日常的に行うことができる活動の展開を期待するものです。との趣旨の回答をしております。

次に活動に対する支援については、本条例に基づき団体等の活動に対する金銭的な報酬は考えておりません、ただし自治会等のご意見を伺いながら実際に支え合い活動を従事するうえで必要な要望等があり、支援できることがあれば対応していきたいと考えております。これにつきましては、8月30日に改めて自治会の方々に説明をさせていただく機会があります。その中でアンケートにより、要望等を伺ってまいりたいと思います。

続きまして、民生委員、地区社会福祉協議会の位置付け等に関する意見につきまして、市としては、自治会が活動の中心となっただきたいという期待があります。ただし、現時点では多くの地域で民生委員や地区社会福祉協議会が見守り等の活動をカバーしていただいている状態です。そのため本条例においても名簿を提供できる団体として民生委員や地区社会福祉協議会を位置付けしております。

主なご意見に対します市の考え方は以上ですが、いただいたご意見に関して、条例の修正はありません。本条例については、本日提示させていただいた内容をパブリックコメントの結果報告とさせていただくとともに9月の第3回定例会に議案上程を予定しておりますのでその中で審議いただくこととなります。

(小島会長)

ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局 鶴巻室長)

次回、第9回福祉施策審議会の日程ですが、10月2日木曜日の午前10時から305会議室で開催します。委員の皆様には、改めて開催通知を送付させていただきますのでよろしく願いいたします。

(小島会長)

以上をもちまして本日の審議会を終了します。ありがとうございました。